

能登半島での大きな災害の知らせと共に令和6年は激動の幕開けとなりました。

八幡野の山を43haもの大規模な森林伐採と造成で開発し、太陽光パネルを敷き詰めるという伊豆高原メガソーラー計画を私たちが知ってから足掛け8年もの月日が流れました。

本当にいろいろなことがありましたが「守ろう! 私たちの地域。美しい海と山を」を合い言葉に一丸となって取り組んで来たメガソーラー計画白紙撤回への道のりも今年、大きな節目を迎えようとしています。

伊東市の八幡野川への河川占用不許可処分を受け、静岡県は事業者側の林地開発許可の新たな変更申請に対して現状では許可を下ろさない旨を去年末、県議会の席上で公式に発言しました。まさに計画の白紙撤回に王手がかかったと言っても過言ではありません。

まだまだ予断を許さない状況下ではありますが、ここに至った道のりは長きに渡るみなさんの不退転の決意、多くの想いと行動の結果であると思います。今年も又、決意を新たにして最後までみなさんと一緒に私たちの地域、美しい海と山を守り抜く為に一致団結して参ります。

引き続き本年もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

伊豆高原メガソーラー訴訟を支援する会代表 田久保 真紀

昨年11月18日、八幡野コミセンで反対集会 これまでの建設工事差止訴訟の経緯

昨年11月18日、伊豆高原メガソーラー建設に反対する住民集会を八幡野コミセンで開催、3階の大会議室を埋め尽くす180人を超える住民が参集し、改めてメガソーラー建設反対と事業の撤回を全員一致で力強く確認しました。

反対集会を開催した昨年秋は、メガ

ソーラー建設が発覚して約7年が経過するなかで、事業者が大幅に事業内容を変更し、静岡県に森林法による変更許可を求めて1年が経過した時期でした。すでに伊東市は、宅造法に基づく変更許可を一昨年(2022年)7月に出しており、静岡県の林地開発許可の変更

が許可されれば森林伐採が可能となって土地造成工事ができることとなります。しかし、宅造の許可があっても森林法による変更許可を阻止すれば、実質的にメガソーラー建設を阻止することができます。そのため、住民から県に対し、『毅然とした姿勢で審査に臨んでもらいたい』『森林法による許可を出さなくてももらいたい』と強く要請することが重要になったのです。八幡野や周辺の住民のみならず、伊東市民が県の審査を見守っていることを静岡県に伝えるために、国会議員、県議会議員をはじめ伊東市議の皆さんにも呼び掛け、住民集会を開催しました。

私たち住民の意思は、別掲の「住民集会決議」の通りで、これをもとに11月21日、静岡県知事に要請書(別掲)を提出しました。



「伊豆高原メガソーラー建設に反対する住民集会」決議

伊豆高原メガソーラー建設計画は、2016年12月に私たちが知るところになってからすでに7年が経過しようとしています。建設の本体工事は2019年3月頃から中断され、現在でも行われていませんが、事業者は工事の内容を変更して工事期間を2029年3月まで延長し、あくまでも建設しようとしています。この変更について、伊東市は昨年7月宅造法に基づく許可を与えました。私たちは変更申請が出されていることも、また許可を出したことも知りませんでした。伊東市は公表する制度がないから利害関係人にも知らせていないと言っているように、伊東市には住民の安全安心を守るという意識が全くないと思えません。

伊東市が第2回目の変更許可申請に許可を与えた直後の8月、事業者は静岡県に対し2018年7月に出された森林法に基づく林地開発許可の変更を申請しました。当初の開発許可申請は森林法も宅造法もほぼ同時期に出されていますが、今回は宅造法の変更許可を取ってから森林法の変更許可申請を出しています。この森林法に基づく変更許可申請の審査が1年以上続いており、現在大詰めに来ています。

森林法は水害の防止を法の目的の一つにしているため、事業地からの排水を八幡野川に放流し水害の防止を図らねばなりません。しかし伊東市は、排水を放流するために必要な八幡野川の河川占用を不許可にしているため、審査の前提が崩れてしまっています。森林法による変更申請の審査をそのまま継続することは認められません。

伊東市が八幡野川の占用を許可しない理由の一つは伊豆高原メガソーラーに関する住民がほとんど反対しているという事実です。伊豆高原メガソーラー建設は、伊東市長、伊東市議会、住民が反対している事業です。このことは事業が発覚してから今まで全く変わりありません。

本日、私たち住民は、再度伊豆高原メガソーラー建設反対の意思を力強く表明し、静岡県に対し森林法の審査にあたっては慎重に対処することを求めるとともに、伊東市の河川占用不許可処分を支持し、私たちの生活を侵害するメガソーラー建設の阻止と八幡野の豊かな自然を守るために、最後まで事業者に対し、本件メガソーラー建設事業からの撤退を求めていくことをここに決議します。

2023年11月18日

伊豆高原メガソーラー建設に反対する住民集会参加者一同

2023.11.21

静岡県知事 川勝 平太 殿

伊豆高原メガソーラーに関する森林法に基づく審査についての要請

昨年8月6日に提出された伊豆高原メガソーラー建設にかかわる森林法に基づく林地開発の変更許可申請につきましては、伊豆高原メガソーラー訴訟を支援する会として、本年3月及び9月に慎重審査を要請いたしております。すでに申請から15か月余を経過していますが、残念ながら伊豆メガソーラーパーク合同会社はいまだに建設を断念するには至っておりませんが、森林法に基づく変更許可が下りない限りは本体工事ができず、事業者が建設を断念せざるを得ないことは明らかです。

私たちは、森林法による審査を始める前に、2018年7月の許可に際し付与された条件や、森林審議会が付された意見を事業者が誠実かつ着実に実行しているか、事業者の報告をうのみにするのではなく、実地に検証することを要請してきました。なぜなら、これまでの事業者の姿勢や行動を見ると、事業者の報告は全く信用できないと思わざるを得ないからです。事業者と伊東市の河川占用不許可処分を巡る裁判においても、例えば事業者と住民との間の協定書に関して事業者が事実とは全く異なるでたらめな主張をしていたことが明らかになっています。

さらに今回の林地開発許可の変更申請において、伊東市が八幡野川の河川占用不許可処分をしているのに、事業者は八幡野川の河川占用を前提とした排水計画を提出しています。森林法の目的の一つに水害の防止がありますが、そのために必要不可欠な排水計画が、排水できないことを前提に策定されており、これは審査に値しない計画であると言わざるを得ません。

従って、現時点では今回の変更申請について審査を継続することができないと私たちは考えております。このことを私たちは11月18日に開催した「伊豆高原メガソーラー建設に反対する住民集会」において、参加した住民約180名全員の総意をもって確認し、建設反対の意思を改めて表明致しました。伊豆高原に住む県民の安全安心を守るために、静岡県に置かれましては、是非慎重な審査をされますようお願い申し上げます。

伊豆高原メガソーラー訴訟を支援する会
代表 田久保 真紀

12月静岡県議会で中田議員が県の対応を質す 県は『変更許可は認めず』と答弁

昨年の静岡県議会12月定例会で、中田議員が「変更計画は森林法の林地開発許可基準の4要件（災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全）を満たしているのか？ 私は伊東市の河川占用不許可処分に関わる裁判で市の主張が認められている現状において、4要件は満たされていないと考えるが、県の見解は？」と質問したのに対し、

県の農林水産担当部長は「事業地内の雨水を安全に放流するために必要な防災施設の設置に関して、事業者と河川管理者である伊東市の間で河川占用等の調整が整っていない現状におきまして、県としては、林地開発許可要件である『災害の防止』を満たしていないものと考えており、現時点において変更許可は認められないと判断している」と答

弁、県は変更許可を認めないことを明らかにしました。



- ゆうちょ銀行からは：記号12380 番号62117081
- ゆうちょ銀行以外の金融機関からは：
[店名] 二三八(ニサンハチ) [店番] 238
普通預金[口座番号] 6211708
- [口座名] イズコウゲンメガソーラーショウワシエンズルカイ

行政裁判のための
費用が必要です
地域の環境を守るために
みなさまのご支援を
よろしく
お願いいたします



<http://izukougen-ms.com/>